

原料費調整制度に基づく

令和6年2月のガス料金のお知らせ

令和5年12月28日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて令和6年2月検針分に適用される調整単位料金を、別紙のとおりとさせていただきます。

今回のガス料金の調整は令和5年9月～令和5年11月のLNG平均価格及びLPG平均価格（貿易統計値）により算定された平均原料価格に基づくものです。

また、このたびの調整には、電気・ガス価格激変緩和対策事業（※）の政府支援を踏まえ、原料費調整後の単価から1m³当たり15円の値引きが反映されています。

令和6年2月検針分に適用する料金につきましては、広報上越2月号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ（検針票）」等でお知らせいたします。

※詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>)

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局 総務課料金出納係

TEL 025-522-5518

料金表（令和6年2月）

- 一般契約料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）
 基準単位料金に対しては $\Delta 41.40$ 円（税込）下方調整して料金を算定します。
 また、基本料金は変わりません。

区 分	料金表 A	料金表 B	料金表 C
月間使用量	0~25m ³	26~150m ³	151m ³ ~
基本料金 （円/月）	374.00	418.00	638.00
調整単位料金 （円/m ³ ）	136.59	134.82	133.36

※ 調整単位料金は、政府の支援で、15円値引きされています。

【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金（原料費調整制度に基づく
 単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金）
 （上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます）

標準家庭における影響

1か月の ご使用量	令和6年2月 適用料金	令和6年1月 適用料金	増減額	増減率
35m ³	5,136円/月	5,084円/月	52円/月	1.02%

※ 当市におけるご家庭の1件1か月当たり平均使用量 35m³（45.0メガジュール/m³）に基づいて算出しています。

※ 政府の支援により、525円（=35m³ × 15円）が値引きされています。

【参考】

1か月の ご使用量	令和6年2月 適用料金	令和6年1月 適用料金	増減額	増減率
100m ³	13,900円/月	13,751円/月	149円/月	1.08%

※ 政府の支援により、1,500円（=100m³ × 15円）が値引きされています。

＜お問い合わせ先＞

上越市ガス水道局 総務課料金出納係

TEL 025-522-5518 内線 311

平均原料価格と調整単位料金の算定について

	令和5年9月～令和5年11月 (令和6年2月検針分に適用)	令和5年8月～令和5年10月 (令和6年1月検針分に適用)
平均原料価格※ ¹	92,150円/ト	90,350円/ト

基準平均原料価格※ ²	124,190円/ト
------------------------	------------

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.9748＋LPG平均価格×0.0405

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定（令和4年6月から8月までのLNG平均価格123,110円×0.9748＋令和4年6月から8月までのLPG平均価格103,230円×0.0405）

◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned} \text{LNG平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（令和5年9月～令和5年11月貿易統計値）} \times 0.9748 \\ &= 90,700 \text{円/ト} \times 0.9748 \\ &= 88,414.360 \text{円/ト} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{LPG平均原料価格} &= \text{LPG平均価格（令和5年9月～令和5年11月貿易統計値）} \times 0.0405 \\ &= 92,160 \text{円/ト} \times 0.0405 \\ &= 3,732.480 \text{円/ト} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均原料価格} + \text{LPG平均原料価格} \\ &= 88,414.360 \text{円/ト} + 3,732.480 \text{円/ト} \\ &= 92,146.840 \text{円/ト} \\ &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\ &= 92,150 \text{円/ト} \end{aligned}$$

◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned} \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\ &= 92,150 \text{円/ト} - 124,190 \text{円/ト} \\ &= \Delta 32,040 \text{円/ト} \\ &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\ &= \Delta 32,000 \text{円/ト} \end{aligned}$$

◆ 調整単位料金（1m³あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned} \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + (0.075 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}) \times 1.1 \\ &= 176.22 \text{円} + (0.075 \text{円} \times \Delta 32,000 \text{円} / 100 \text{円}) \times 1.1 \\ &= 176.22 \text{円} + \Delta 26.4000 \text{円} \\ &= 176.22 \text{円} + \Delta 26.40 \text{円（小数点第3位以下切上げ）} \\ &= 149.82 \text{円} \end{aligned}$$

◆ 政府の支援による特別措置（1m³当たり15円値引き）

$$\text{特別措置後の調整単位料金} = 176.22 \text{円} + (\Delta 26.40 \text{円} - 15 \text{円}) = 134.82 \text{円}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³当たり0.0825円（0.075円に1.1を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、基準単位料金単価に対し、1m³当たり△41.40円（税込）下方調整します。